

## 沖縄県個人情報保護審査会答申第63号 概要

①件名	「死体発見報告書」に係る部分開示決定に対する審査請求について
②開示請求年月日	平成29年11月6日（受理：平成29年11月8日）
③実施機関	沖縄県警察本部長（刑事部捜査第一課）
④決定年月日	平成29年11月17日（沖捜一第2789号）
⑤決定内容	保有個人情報部分開示決定
⑥決定理由	(1) 警部補以下の職員氏名・印影は、条例第15条第3号ウに該当するため非開示 (2) 開示請求者以外の個人情報については、条例第15条第3号に該当するため非開示
⑦審査請求年月日	平成29年12月22日（受理：平成29年12月25日）
⑧審査請求の趣旨	保有個人情報部分開示決定を取り消すとの決定を求める。
⑨審査請求理由要旨	審査請求人は故人の法定相続人であり、死体発見報告書を全開示する事により、詳しい内容が明らかにされ、国土交通省、防衛省、厚生労働省正確、明確に事実を報告できるものです。
⑩諮問年月日	平成30年4月13日（沖公委（広相）第13号）
⑪答申年月日	平成30年10月31日
⑫答申内容	<p>○審査会の結論          沖縄県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った、平成29年11月17日付け沖捜一第2789号の保有個人情報部分開示決定については妥当である。</p> <p>○審査会の判断理由（概要）</p> <p>(1) 死者に関する個人情報について          条例は、個人情報の範囲を「生存する個人に関する情報」に限っており、死者に関する情報については原則開示の対象とならないが、死者の個人情報のすべてが開示請求の対象とならないと解するわけではなく、当該死者情報が開示請求をしようとする者自身の保有個人情報でもであると認められる場合は、例外的に開示の対象となる。</p> <p>(2) 本件開示請求及び審査請求について          死者に関する情報の開示請求の場合における請求要件の一つとして、開示請求をしようとする者が、相続人であることの確認が必要となっており、審査請求人から提出された書類により、審査請求人が法定相続人であることを確認した。</p> <p>(3) 審査請求人に係る保有個人情報該当性について          死者に関する情報の開示請求が認められるためには、財産権若しくは損害賠償請求権を既に取得している必要があるが、相続した財産権の取得を認めるに足る資料の提出ができない以上、本件請求個人情報審査請求人自身の個人情報であると認めることはできない。</p> <p>(4) 審査会の意見          死者に関する個人情報の請求要件を満たしていないことから、実施機関が不開示とした部分については、全て第三者の個人情報に関するものであることから、結論において実施機関の決定は妥当であると言わざるを得ない。</p>